

令和6年度第1回厚木市行政改革調査委員会 次第

日時 令和6年9月19日(木)

諮問書提出式終了後

場所 本庁舎3階特別会議室

1 開会

2 あいさつ

3 案件

(1) 受益者負担見直しに関することについて

資料1

資料2

(2) 受益者負担見直しに関する基本方針（公共施設附帯駐車場等編）（案）
について

資料3

4 報告事項

学校施設の包括管理業務委託について

資料4

5 その他

6 閉会

令和 6 年度 使用料設定の考え方について

1 受益者負担

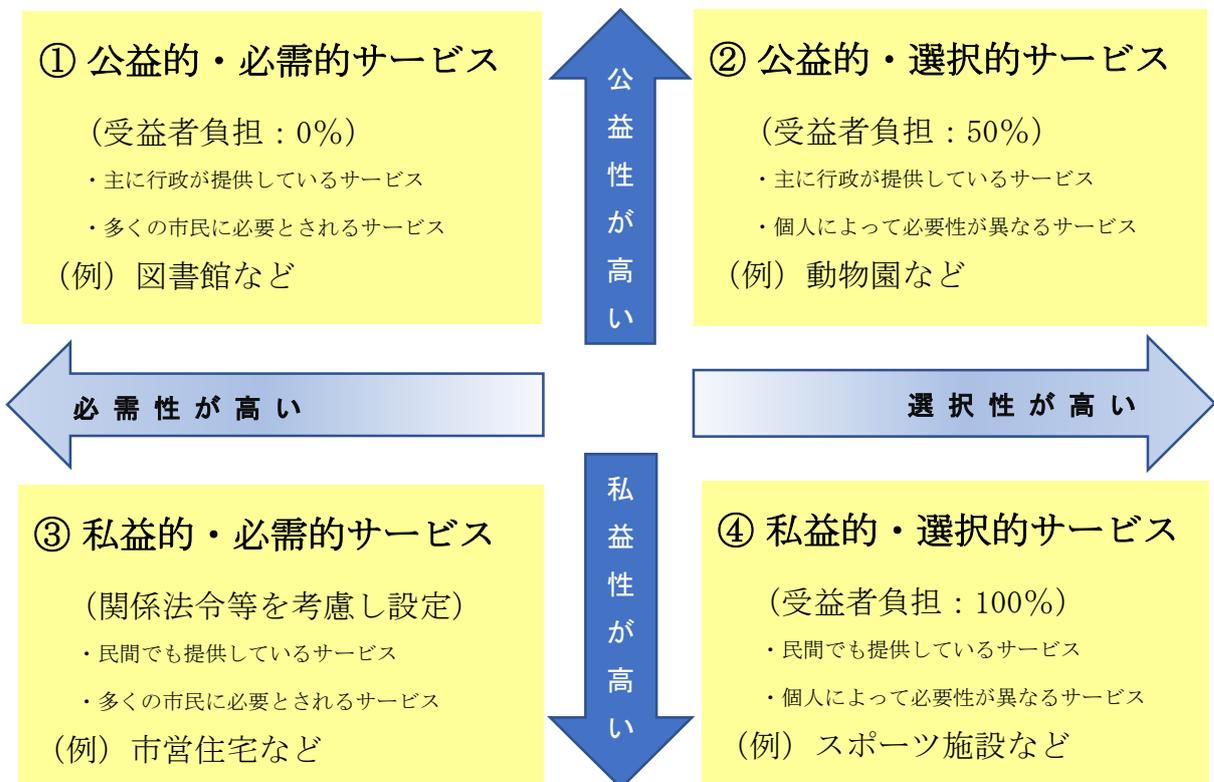
公共施設の運営には、施設等の維持管理費や人件費がかかっており、それら経費の全てを税金でまかなうと、その施設を利用する人と利用しない人の間で不公平が生じることになります。

本市では、平成 24 年に策定した「受益者負担見直しに関する基本方針（公の施設の使用料編）（以下「基本方針」という。）」に基づき、利用者と未利用者における負担の公平性を確保するため、3年ごとに施設に係る使用料（利用料金を含む。）を見直し、相応の使用料の負担を求めています。

2 受益者負担の割合

受益者負担は、全ての施設に対し一律の割合で求めるものではなく、施設の性質によって、負担割合が異なるものと考えられます。

そこで、基本方針においては、適正な負担割合を設定するために、施設の設置目的や機能により、「公共性の高さや日常生活上の必要性」と「民間での提供の有無」で4つに分類されています。



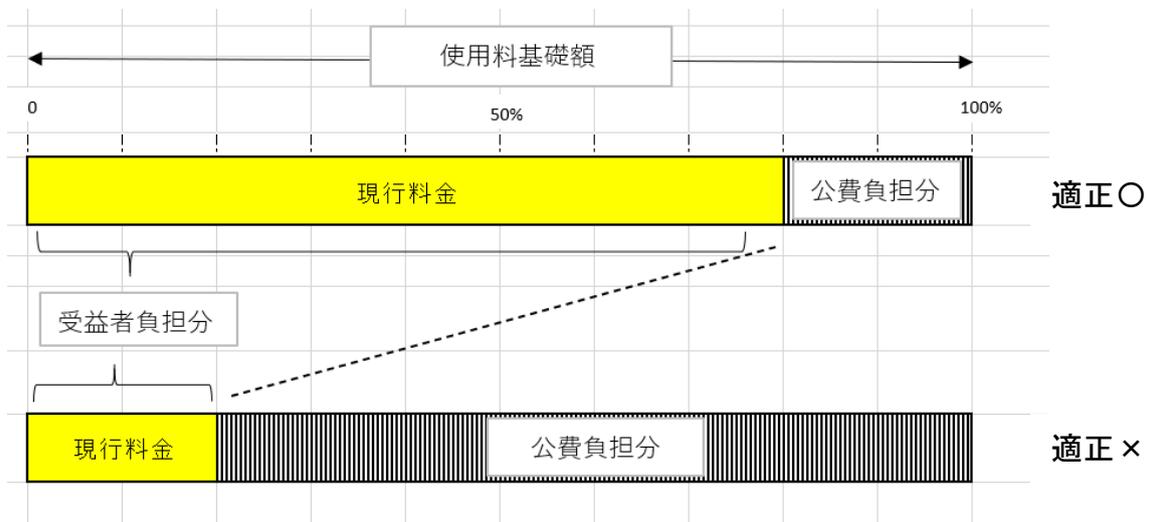
3 改定までの経緯

原則、3年ごとに使用料の見直しを行うこととする中で、平成27年度に消費税対応で料金改定をして以降、平成30年度及び令和3年度の見直しにおいては、消費税増税やコロナ禍等の社会情勢を考慮し、使用料改定を見送った経緯があります。

また、その後のウクライナ情勢等による影響も考慮し、慎重に検討を進めてきましたが、光熱水費等は継続して上昇してきました。

今後、超高齢社会や人口減少が進むほか公共施設の老朽化に伴い、扶助費や公共施設の維持・補修経費の増大が見込まれており、令和6年度の見直しに当たっては、経営感覚をもって公平で信頼される行政運営を行うため、受益者負担の適正化に取り組んでいきます。

(適正化のイメージ図)



4 使用料設定に当たり配慮すべき事項

(1) 使用料は、基本的には使用料基礎額（施設の維持管理にかかる1時間当たりのランニングコスト。以下、「基礎額」という。）を踏まえ設定するものですが、料金改定が、利用者にとって負担が大きくなる場合は、基本方針に沿った改定内容であっても、結果として利用者の減少につながりかねません。

したがって、料金設定に当たっては、基本方針に基づき、緩和措置として現行料金から2倍までの範囲内を考慮するとともに、県内他市等における類似施設との均衡も図るものとします。

(2) 地域の拠点施設については、その役割も考慮し、慎重に検討を行います。
引き続き無料施設とする施設については、その理由を示すものとします。

(3) 減免については、地域や団体活動の支援・促進を図る視点から、現在、特例的に減免規定が設けられており、慎重に検討する必要があるため、令和6年度については、減免の在り方について引き続き検討します。

5 令和6年度の見直しにおいて対象とする施設

令和6年度の見直しに当たっては、現行料金と基礎額から受益者負担割合を算出し、施設全体としての受益者負担割合の平均が80%未満となる施設を料金改定の対象としました。

なお、現行料金が基礎額を上回っても直ちに改定の必要はないものと考えますが、大きく上回る（120%を超える）場合は、使用料の見直し（値下げ）を行うものとします。

6 使用料改定案

料金の改定に当たっては、現行料金、基礎額、受益者負担割合及び県内類似施設等との比較から、使用料改定案を作成しました。

なお、施設の専用利用の場合、市外料金の設定（2倍）がありますが、資料の改定案は、市内料金のものとなります。

7 今後のスケジュール

9月11日 行政改革推進本部（部長級で構成）

9月19日 行政改革調査委員会（附属機関）

10月2日 市民との意見交換会

11月 パブリックコメント（パブコメ前後に庁議）

2月 議会に条例改正案を提案

7月頃～ 十分な周知期間を確保した上、施設の予約受付の期間等を考慮し料金改定

受益者負担見直しに関する基本方針
(公の施設の使用料編)

平成 2 4 年 2 月
(令和 6 年 4 月最終改訂)
厚 木 市

目 次

1	受益者負担の考え方と見直し経過等について	1
2	対象	1
3	方針	2
	(1) 受益者負担の原則に基づいた施設の分類	2
	(2) 使用料の算定方法の明確化	3
	(3) 市外利用者の負担の見直し	4
	(4) 減額・免除規定	5
4	段階的な導入	5
	(1) 有料施設	5
	(2) 無料施設	5
5	見直しスケジュール	5

1 受益者負担の考え方と見直し経過等について

本編での受益者負担の考え方とは、公の施設について、施設の利用者と未利用者における負担の公平性を確保するため、施設利用者には、受益（施設利用）の対価として、相応の使用料の負担を求めるべきであるという考え方です。

このような考え方から厚木市では、平成 21 年 3 月に 3 年間で取り組む「第 4 次厚木市行政改革大綱」を定め、施設利用等のサービスの提供における利用者負担について、公平性確保の観点から、行政サービスにおける受益と負担の適正化を図るため、サービスに応じた負担の導入を行うことを目的に、実施計画の中で「受益者負担の見直し」を取組項目として掲げました。

これまで、本市では第 2 次行政改革（平成 8 年度～平成 12 年度）において、「公の施設の運営の見直し」の中で受益者負担の見直し、平成の大改革（平成 12 年度～平成 14 年度）において、「受益者負担の見直し」、第 3 次行政改革第 1 期実施計画（平成 15 年度～平成 18 年度）において、「各種使用料の見直し」の以上 3 回にわたり慎重に見直しの検討を重ねてまいりました。

これら過去の検討を踏まえ、第 4 次厚木市行政改革の取組といたしましては、厚木市受益者負担等検討委員会（第三者機関）を設置し、受益者負担の原則に基づいた無料施設（使用料を設定していない施設）の見直し、有料施設（使用料を設定している施設）の見直し、算定方法の明確化、市外利用者の負担の見直し及び減額・免除規定について検討し、その結果と成果に基づき、この基本方針を策定することとしました。

この基本方針に基づき、第 5 次厚木市行政改革（平成 24 年度～平成 26 年度）の取組の中で、平成 24 年 9 月に使用料改定を行いました。また、第 6 次厚木市行政改革大綱「あつぎ行政経営プラン」（平成 27 年度～平成 32 年度）の中では、基本方針の見直しの検討を進めてまいりましたので、引き続き第 7 次厚木市行政改革大綱「あつぎ行政経営プラン」（令和 3 年度～令和 8 年度）の中でも、基本方針の見直しの検討を進めます。

2 対象

見直しの対象とするものは、公の施設の使用料（利用料金を含む。）とします。

使用料・・・地方公共団体の行政財産の使用又は公の施設の利用につき、地方自治法第 225 条の規定に基づき、使用者又は利用者からその対価として徴収するもので、条例に定められている料金のことで

※上位法等に根拠を得ているものについては除きます。

道路占用料、河川使用料、水路使用料、市営住宅使用料等

【地方自治法第 225 条抜粋】

普通地方公共団体は、第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

利用料金・・・利用料金制は、「公の施設」の使用料（利用料金）は当該指定管

理者の収入として収受させることができ、そして、当該利用料金は公益上必要があると認める場合を除いて、条例の定めるところにより、指定管理者が定めることができる制度です。

※利用料金は、条例で上限を定め、それを超えない範囲で指定管理者が決定することとしており、ここでは、上限額について対象とすることとします。

【地方自治法第244条の2第8項抜粋】

普通地方公共団体は、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（利用料金）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

【地方自治法第244条の2第9項抜粋】

利用料金は、公益上必要があると認める場合を除き、条例の定めるところにより指定管理者が定める。この場合、指定管理者はあらかじめ当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

3 方針

(1) 受益者負担の原則に基づいた施設の分類

ア 受益者負担の原則

(ア) 負担公平の原則

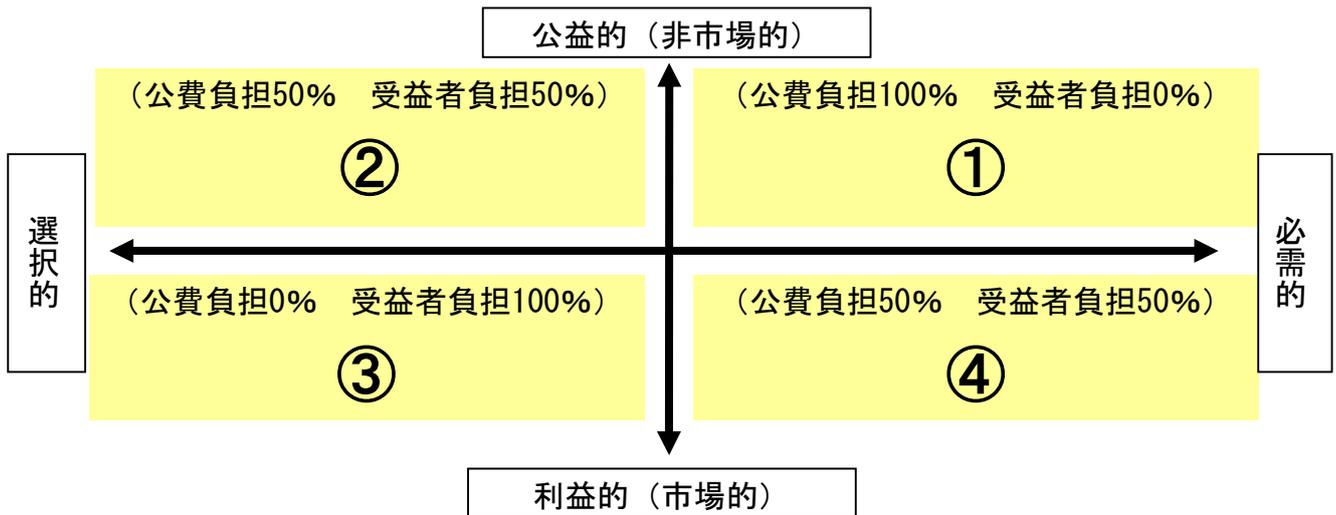
特定の者が施設を利用し受益関係が生じる場合、利用する者と利用しない者との負担の公平を図る観点から、受益の範囲においてコストを基本とした料金設定と見直しが必要です。

(イ) 負担均衡の原則

施設の公共性の程度に基づいて、税で負担すべき部分と利用者が負担すべき部分との均衡を考慮することが必要です。

イ 受益者負担の割合

受益者負担は、一律に求めるべきものではなく、施設の性質によって、負担割合が異なるものと考えられます。そこで、適正な負担割合を設定するために、施設それぞれの設置目的や機能により、「公共性の高さや日常生活上の必要性」と「民間での提供の有無」で分類し、整理することとします。分類方法と負担割合は、様々なパターンが考えられますが、ここでは4分類に整理することとしました。



- ① （公費負担100% 受益者負担0%）
市民生活に欠かせないもの又は高度な社会的要請があるもので、公共性が高く民間による提供が難しいもの
- ② （公費負担50% 受益者負担50%）
個人の価値観や嗜好の違いによって必要性が異なるもので、公共性が高く民間による提供が難しいもの
- ③ （公費負担0% 受益者負担100%）
個人の価値観や嗜好の違いによって必要性が異なるもので、民間による提供が可能なもの、又は提供しているもの
- ④ （公費負担50% 受益者負担50%）
市民生活に欠かせないもの又は高度な社会的要請があるもので、民間による提供が可能なもの、又は提供しているもの

(2) 使用料の算定方法の明確化

公の施設の利用に伴う経費には、施設の整備に係る投資的な経費と施設の維持管理・運営に係る経常的な経費（これに係る人件費を含む。）があります。行政財産や公の施設は、それぞれに目的を持って設置されたものであり、市民の誰もが利用する機会を有しており、市民の誰もが受益者となりえることから、投資的な経費については、公費で負担すべきであるとして受益者負担は求めず、経常的な経費である維持管理・運営経費（これに係る人件費を含む。）について受益者負担を求めるものとします。

【1時間単位貸館の場合】

$$\frac{\{\text{※施設維持管理・運営に係る経費(光熱費、警備、清掃等)} + \text{人件費}\} \times \text{面積}}{\text{年間提供可能時間} \times \text{提供面積}} \times \text{消費税率 (1.1)}$$



※維持管理・運営経費及び人件費は、過去3年間の平均とします。

使用料基礎額(1時間当たりの貸室コスト)

【会議室の場合(例)】

$$\frac{\{8,652,499 \text{ 円 (維持管理経費)} + 4,900,640 \text{ 円 (人件費)}\} \times 86 \text{ m}^2 \text{ (会議室面積)}}{4,667 \text{ 時間 (年間提供可能時間)} \times 1423.5 \text{ m}^2 \text{ (貸館全体の提供面積)}} \times 1.1$$

≒192.99 円 (使用料基礎額)

1時間当たりの会議室使用料は、190 円 (1 円単位四捨五入) になります。

この計算方法により算出される使用料基礎額 (1 時間当たりの貸室のコスト) を基に、使用料を見直すものとします。

なお、見直しの範囲は、現在の使用料の 2 倍を超えないものとします。

ただし、算出された使用料を徴収することで、利用者的大幅な減少につながる事が懸念される場合など、施設の設置目的等にそぐわないと考えられる場合は、他市の状況等を考慮して使用料の設定をすることとします。

また、荻野運動公園のプールなど共用利用の使用料や文化会館など料金体系が複雑で、単純に算出金額を使用料とすることが困難な場合等についても、他市の状況等を考慮して使用料の設定をすることとします。

(3) 市外利用者の負担の見直し

使用料の算定には、「市民の誰もが受益者となりえることから、投資的な経費については、公費で負担すべきである」とし、受益者負担を求める範囲から除いていますが、施設の建設費や改修等に伴うコストは、本市の市民が負担している状況にあります。

また、市内の公の施設は、市民が優先して利用すべきとの市民感情を考慮する必要があります。

さらには、近隣市 (海老名市、伊勢原市、平塚市及び相模原市) の運動公園等のスポーツ施設で、市外利用者からは、2 倍の使用料を徴収している状況もあります。

こうしたことから、市外利用者が施設の専用利用をすることができる場合は、

市外利用者から市内利用者の2倍の使用料を徴収する見直しをします。

※ ここでの市内利用者とは、在勤、在学者を含みます。

また、愛川町及び清川村との公共施設の相互利用に関する協定の対象施設においては、愛川町及び清川村に住所等を有する者は、市内利用者を含みます。

(4) 減額・免除規定

使用料は、利用者と未利用者との負担を公平に扱う観点から徴収されるものであるため、利用者であれば一定の使用料を負担することを原則としています。

しかしながら、地域や団体活動の支援・促進を図る視点から、特例的に減免規定が設けられています。

今後は、利用者の混乱を招くことなく、地域や団体活動の支援・促進を図り、減免規定については、慎重に検討することとします。

4 段階的な導入

(1) 有料施設

有料施設は、「3 方針」に基づき、使用料を再算定し、使用料を改定する必要がある場合は、見直しを実施します。

(2) 無料施設

無料施設は、「3 方針」に基づき、使用料を算定し、使用料を設定する必要がある場合は、見直しを実施します。なお、無料施設のうち公民館につきましては、地域の拠点施設としての役割等も考慮し、引き続き、慎重に検討するものとします。

5 見直しスケジュール

この方針により公の施設使用料については、3年ごとに見直しを行うものとします。

なお、施設の改修などで、施設の維持管理コスト、提供面積、提供時間の大幅な変更が見込まれる場合は、変更時をもって適用することとします。

また、指定管理者導入施設において利用料金の変更がある場合に、指定期間中であっても、指定管理者と料金変更の適用時期等について協議を行うものとします。

受益者負担見直しに関する基本方針
(公の施設の使用料編)

平成 24 年 2 月
平成 27 年 3 月改訂
令和 6 年 4 月改訂

厚木市 企画部 行政経営課

〒243-8511 厚木市中町 3 丁目 17 番 17 号

電 話 (046) 225-2280

F A X (046) 223-4058

受益者負担見直しに関する基本方針
(公共施設附帯駐車場等編)
(案)

令和 7 年 月
厚 木 市

目 次

1	趣旨	1
2	これまでに有料化している駐車場等	1
3	附帯駐車場有料化に向けた基本的な考え方	2
4	検討の視点	2
5	有料化に向け具体的取組を進める附帯駐車場等	3
6	管理運営手法の考え方	3
7	料金設定の考え方	3
8	有料化の進め方	4
9	見直しスケジュール	4

1 趣旨

本市では、平成24年に策定した「受益者負担見直しに関する基本方針（公の施設の使用料編）」に基づき、施設を利用する方と利用しない方における負担の公平性を確保するため、公の施設の使用料について、3年ごとに施設に係る使用料の見直しを行っています。また、公共施設の附帯駐車場及び駐輪場（以下「附帯駐車場等」という。）についても、行政改革大綱等における方針を踏まえ、受益者負担の導入や市有財産の有効活用の観点から、施設のリニューアル等に合わせて、個別に有料化を進めてきました。

こうした中、公共施設最適化基本計画に基づき、現在の市庁舎（第二庁舎を含む。）は、厚木バスセンター東側区域に図書館、（仮称）未来館、消防本部等とともに複合施設として移転し、令和9年度に供用開始する予定となっています。中心市街地という立地から、目的外利用や長時間利用などが懸念されるため、複合施設の附帯駐車場等の利用について検討する必要があります。

そうしたことから、令和6年9月に「市庁舎移転に伴う現本庁舎の跡地活用・公共施設の駐車場に関する市民アンケート調査」を実施したところ、一定時間無料などの配慮も含めると、施設によっては回答者の約80%の方から附帯駐車場等の有料化に肯定的な御意見をいただきました。

以上のことから、今後の持続可能な行財政運営の実現に向けて、市全体の附帯駐車場等における有料化の考え方を定め、取組を進めていくこととします。

2 これまでに有料化している附帯駐車場等

本市では、附帯駐車場等について、適正な受益者負担の導入や市有財産の有効活用、目的外利用の抑制等を図るため、施設のリニューアルと合わせて、主に次の施設で有料化を進めてきました。

（1）施設のリニューアル

厚木市立病院駐車場、アミューあつぎ駐車場

（2）目的外利用の解消

アットパーク東名バスストップ駐車場

3 附帯駐車場有料化に向けた基本的な考え方

公共施設については、建設費（イニシャルコスト）に加え、施設の機能を維持し、適切に維持管理運営していくための経費（ランニングコスト）が継続的に必要となります。適切に維持管理運営していくための経費（ランニングコスト）については、施設を利用する方と利用しない方との負担の公平性を確保するため、施設を利用する人に一定の負担を求めていくこととしています。

この考え方に基づき、附帯駐車場等の使用料等についても、施設利用者の利便性を確保するために行政サービスの一環として設置し、これまで多くの施設で無料としてきましたが、附帯駐車場等の利用者は施設の一定空間を一時的に占有するため、ランニングコストに対する受益に応じた負担を求めることで、附帯駐車場等を利用する方と利用しない方との間における公平性を確保し、適正利用につなげていくこととします。

4 検討の視点

市全体の附帯駐車場等の在り方についての検討に当たっては、次の4つの視点から進めます。

（1）適正利用の視点

立地状況によっては、目的外利用や長時間利用により、本来利用する方が利用できないといった状況が発生しないよう、適正利用のための方策を講じる必要があります。

（2）公平性、受益者負担の視点

附帯駐車場等を利用する方と利用しない方との間における負担の公平性を確保するため、利用者には、受益（附帯駐車場等の利用）の対価として、一定の負担（使用料等）を求め、附帯駐車場等の維持管理経費に充当する必要があります。

（3）市有財産の有効活用の視点

市有財産の有効活用を図るため、閉館時などの空き時間を活用し、財源確保に取り組む必要があります。

（4）環境等への配慮の視点

環境への配慮のため、利用者には一定の負担を求めることで、公共交通機関の利用を促し、交通集中の軽減を図る必要があります。

5 有料化に向け具体的取組を進める附帯駐車場等

基本的な考え方及び検討の視点を踏まえ、全ての附帯駐車場等について有料化の必要性を検討した結果、今後、有料化に向けた具体的な取組を進める附帯駐車場等は次のとおりとします。

また、その他の施設についても、今後、施設の新設や改修等の機会を捉え、有料化を検討することとしますが、公民館・地区市民センターや老人憩の家、児童館など、地域の拠点としての役割を持つ施設については、慎重に検討するものとします。

- (1) 複合施設と併せて整備する自動車、自動二輪車及び自転車の駐車場（複合施設地下駐車場を除く。）

6 管理運営手法の考え方

駐車場の管理運営手法については、貸付や指定管理者制度などがあります。附帯駐車場等の有料化に当たっては、各施設の現状や特性を十分考慮した上で、施設に合わせた最適な管理運営手法を選択するものとします。

No.	手法	内容	管理運営
1	貸付	一定条件を付して貸し付け、事業者が管理運営する。	事業者
2	指定管理者制度	指定管理者が利用料金制により管理運営する。	指定管理者
3	直営（委託）	市が機器の維持管理等を業務委託により管理運営する。	市

7 料金設定の考え方

附帯駐車場等の料金設定は、近隣の民間駐車場等の料金を参考に、民間業者への影響や目的外駐車抑制などを総合的に考慮し、検討するものとします。

また、施設利用者については、手続や利用の目的を考慮し、一定時間の無料利用を検討するものとします。

8 有料化の進め方

今後、新たに附帯駐車場等の有料化を進めるに当たっては、庁内組織として、受益者負担見直し検討委員会（施設所管課長で構成）を設置し、具体的な内容の検討を行うほか、行政改革推進本部（部長職で構成）において、見直しの方向性について検討を行います。また、附属機関である行政改革調査委員会から御意見を伺うとともに、市民アンケートやパブリックコメントの結果を十分に踏まえ、条例改正を行い、市民への十分な周知期間を設けた上で、有料化を進めていくこととします。

なお、運営手法については、民間事業者の持つ豊富なノウハウ等の活用を積極的に検討し、効率的な施設運営に努めるものとします。

9 見直しスケジュール

この方針により、附帯駐車場等の使用料については、原則3年ごとに見直しを行うものとします。

ただし、貸付や指定管理者制度の導入施設については、契約期間等を考慮し、適切な時期に見直しを行うものとします。

また、指定管理者制度を導入した場合に利用料金の変更がある際には、指定期間中であっても、指定管理者と料金変更の適用時期等について協議を行うものとします。

参考：アンケート結果等掲載予定

受益者負担見直しに関する基本方針
(公共施設附帯駐車場等編)

令和7年 月

厚木市 企画部 行政経営課

〒243-8511 厚木市中町3丁目17番17号

電 話 (046) 225-2160

FAX (046) 225-3732

URL <http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/>

e-mail 0600@city.atsugi.kanagawa.jp

参考 今後のスケジュール

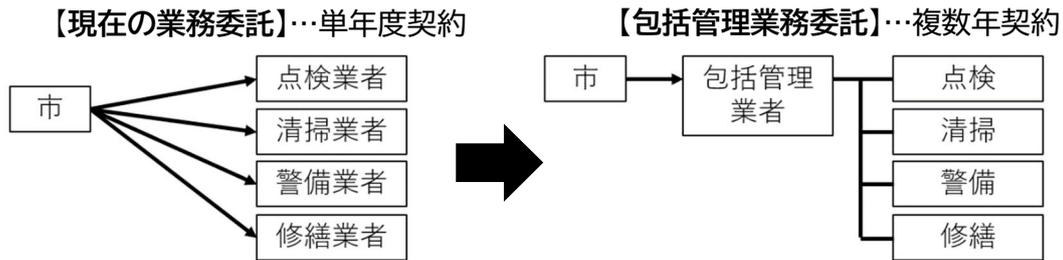
時期	内容
令和6年8～9月	<ul style="list-style-type: none"> ・庁議 ・検討委員会、行政改革推進本部、部内会議 ・市民アンケート実施（8/28～9/13）、結果まとめ ・「受益者負担見直しに関する基本方針（公共施設附帯駐車場等編）」（案）まとめ ・附属機関「行政改革調査委員会」における審議
令和6年10月	<ul style="list-style-type: none"> ・検討委員会、行政改革推進本部
令和6年11月	<ul style="list-style-type: none"> ・「受益者負担見直しに関する基本方針（公共施設附帯駐車場等編）」（案）に対するパブリックコメント
令和7年2月頃	<ul style="list-style-type: none"> ・「受益者負担見直しに関する基本方針（公共施設附帯駐車場等編）」の策定
令和7年4月頃	<ul style="list-style-type: none"> ・全庁周知
令和9年頃	<ul style="list-style-type: none"> ・複合施設駐車場運用開始

※複合施設新立体駐車場料金については、令和8年2月議会で条例案の提出を予定しています。

学校施設の包括管理業務委託について

1 包括管理業務委託とは

包括管理業務委託とは、これまで各所管課が施設別、業務別に単年度で契約していた維持管理業務（施設や設備の保守点検、警備、清掃等）を一括して複数年に渡る契約として発注する業務委託を指します。



2 市の計画上の位置付け

第7次厚木市行政改革大綱 第2期実施計画（Ⅱ-(3)-ア 公共建築物の最適化）

年次計画				
取組内容	担当課	令和6年度	令和7年度	令和8年度
②施設管理の品質向上、教員の働き方改革への寄与に向けた学校施設の包括管理委託導入に向けた検討を行う。	教育施設課	包括管理委託導入に向けた検討	事業化の検討	導入効果の検証

※第2期実施計画より抜粋

3 学校施設の現況

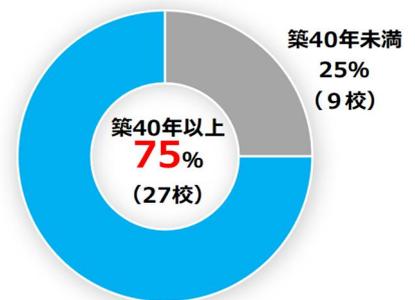
(1) 建設から30年を経過した学校施設は全体の97%。

長寿命化改修が必要になる40年経過は75%。

(2) 学校施設の修繕は適宜対応しているが、老朽化により件数は増加し、市職員の負担が増している。

(3) 施設の老朽化に伴い、修繕では対応しきれない改修工事が必要になる案件が増加している。

【学校施設(36校)の築年数】



4 導入の目的・ねらい

複数の学校施設の維持管理業務を包括的に委託管理することにより、統一した考え方による適切な維持保全を実現することを目的に導入を検討します。

今後も厳しい財政状況が見込まれる中、予防保全型の維持管理へ転換することにより、学校施設の維持管理水準、安全性の向上及び建物の長寿命化、並びに施設管理業務の効率化を図り、長期的な視点に基づく持続可能な学校施設マネジメントを推進することをねらいとします。

5 期待される効果

- (1) 契約事務の効率化、維持管理業務の最適化による職員の負担軽減
- (2) 横断的対応による維持管理水準のばらつき解消、維持管理水準の「品質」向上
- (3) 学校施設の点検・修繕データの管理一元化、データに基づく計画的な学校施設の長寿命化計画の策定

6 先行自治体の導入状況

年度	自治体名（契約期間）	
	第1期	第2期以降
H28 (2016) 以前		千葉県我孫子市（1～3期） 千葉県流山市（5年間・2期）
H29 (2017)	広島県廿日市市（3年間）、大阪府箕面市（5年間）	
H30 (2018)	東京都東村山市（3年間）、千葉県佐倉市（3年間） 兵庫県明石市（1年間×5回）	
R元 (2019)	東京都東大和市（5年間）、静岡県湖西市（5年間） 千葉県八千代市（5年間）、茨城県筑西市（5年間） 鳥取県鳥取市（5年間）、 兵庫県芦屋市（1年間×5回）	
R2 (2020)	群馬県沼田市（5年間）、茨城県常総市（5年間） 茨城県古河市（3年間）	広島県廿日市市（5年間・2期）
R3 (2021)	千葉県白井市（5年間）、静岡県島田市（5年間） 岩手県北上市（5年間）、埼玉県鴻巣市（5年間） 大阪府豊中市（5年間）、兵庫県高砂市（5年間）	千葉県佐倉市（3年間・2期） 千葉県我孫子市（5年間・4期） 千葉県流山市（5年間・3期） 東京都東村山市（5年間・2期）
R4 (2022)	静岡県伊豆市（5年間）、大阪府大阪市（3年間） 兵庫県神戸市（4年間）	大阪府箕面市（5年間・2期）
R5 (2023)	大阪府吹田市（4年半）、滋賀県草津市（5年間） 神奈川県小田原市（5年間）	兵庫県明石市（5年間・2期）
R6 (2024)	神奈川県座間市（5年間）、兵庫県豊岡市（5年間）	